(1)「聴覚障害者災害救援対策本部」

設置マニュアル

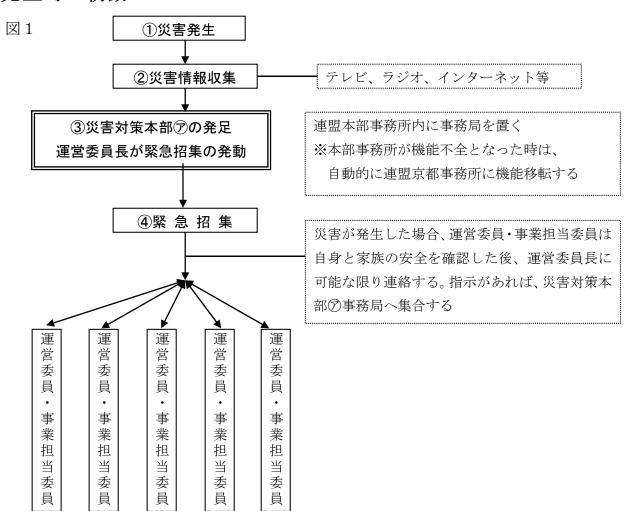
1. 目的

本マニュアルは災害発生等緊急時における初動対応についてあらかじめ定め、速やかに救援体制を図り、聴覚障害者災害救援中央本部(以下、中央本部)は聴覚障害者災害救援対策本部(以下、災害対策本部⑦)の設置を的確かつ適切に実施できるためのものとする。

2. 適用範囲

安否確認、情報収集等、災害発生後2~3日の初動を想定 (災害発生から災害対策本部⑦の設置までの期間を本マニュアルの対象とする)

3. 発生時の初動



【①緊急招集発動基準】

想定する災害等の規模

(1) 全国の震度6以上の地震

<参考>

- ・東京都防災:「首都直下地震等による東京の被害想定―概要版―」 http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/assumption_h24outline.pdf
- 内閣府:南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/
- (2) 上記(1)の他、暴風、豪雨、津波、噴火その他の異常な自然現象により広範囲にわたる人命、社会生活に多大な被害を及ぼす災害
- (3) 国が災害救助法を発動した時(適用基準は、災害救助法施行令第1条に定められている。 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22SE225.html)

【②災害情報収集と災害対策本部⑦の発足】

中央本部運営委員長・事務局長は、上記【①災害発生】(1)もしくは(2)の事象が発生した時はテレビ、ラジオ、インターネット等で確認し、情報を収集し、図2の警戒体制配備基準に沿って、状況に応じて事務所内配備(1号配備あるいは災害対策本部⑦配備(2号、3号配備)で対応する。

国が災害救助法を発動した災害である場合、中央本部運営委員長は中央本部運営委員の安否を確認して緊急招集を発動し、中央本部運営委員会のもと、災害対策本部⑦を設置する。

図2 警戒体制配備基準

		配 備 基 準	配備内容
		【地震災害】	《警戒体勢》
		① 国内で震度5強の地震が観測されたと	職員で、被害情報等の収集を実施する。
	1	き。	情報収集の状況により、下記体勢に移行
事		②地震被害が発生、又は発生が予想され、	し、速やかに災害対策本部を立ち上げる。
務	号	事務局長が必要と認めたとき。	・警戒及び現地確認
所		③事務局長が、特別警戒が必要と認めたと	・加盟団体への周知
内	配	き。	・構成団体への連絡
配		【風水害等】	・応急対策
備	備	④暴風・大雨警報,洪水警報等が発表され,	
7/用		災害の発生が予想されるとき、又は小規模	
		の災害が発生したときで,事務局長が必要	
		と認めたとき。	
災		【地震災害】	《災害対策本部⑦招集》
		① 国内で震度6以上の地震が観測されたと	職員で,
害	2	き。	①地域内状況の情報収集等
		② 広範囲にわたり地震被害が発生,又は発	②避難誘導
対	号	生が予想され、事務局長が必要と認めた	③関係機関等への連絡
		とき。	④住民への広報
策	配	【風水害等】	⑤応急対策
		② 大規模災害の発生が予想されるとき、又	⑥応援要請
本	備	は広範囲にわたり被害の発生が予想され	を実施できる態勢とする。
		るときで, 事務局長が必要と認めたとき。	
部			
	3	【地震災害・風水害等共通】	《災害対策本部⑦招集》
体	号	○大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり	組織の全力を挙げて,全職員が応急対策
	配	被害が発生したときで、委員長が必要と認	を実施する。
制	備	めたとき。	

【③緊急招集】

震度6以上の地震が発生した場合、中央本部運営委員は身の安全と家族の安全を確認した後、中央本部運営委員長に可能な方法で連絡し、指示があれば必要に応じて災害対策本部⑦事務局へ集合する。

災害対策本部⑦事務局は連盟本部事務所内に置く。ただし、連盟本部事務所が機能不全となった場合は、連盟京都事務所に自動的に機能移転する。

- ・災害対策本部⑦事務局を連盟本部事務所に置く場合の招集の優先順位 在京または首都圏の、運営委員長、副運営委員長、中央本部運営委員、 構成団体役員・正職員
- ・災害対策本部⑦事務局を連盟京都事務所に置く場合の所招集の優先順位 在洛または関西圏の、運営委員長、副運営委員長、中央本部運営委員、 構成団体役員・正職員

【④災害対策本部⑦の通知】

中央本部長は「災害対策本部の」を正式に発足させ、直ちに被災現地本部・地域本部・関連団体に通知する。